

# 石川県公報

平成 24 年 11 月 28 日 (水曜日)

号 外

(第 72 号)

## 目 次

### 選挙管理委員会

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日、縦覧に供する期間及び在外選挙人名簿の縦覧に供する期間の決定

1

衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所

1

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第72号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び同法第23条第1項により、選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、同法第30条の7第1項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、在外選挙人名簿における縦覧に供する期間をそれぞれ次のとおり定めたので、同令第14条第2項及び第23条の11第5項の規定により告示する。

平成24年11月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

#### 1 選挙人名簿の登録基準日等

##### (1) 被登録資格決定基準日

平成24年12月3日。ただし、年齢については、平成24年12月16日

##### (2) 登録日

平成24年12月3日

##### (3) 縦覧期間

平成24年12月4日

#### 2 在外選挙人名簿の縦覧期間

平成24年12月4日

### 石川県選挙管理委員会告示第73号

平成24年12月16日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成24年11月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

1 日 時 平成24年12月4日 午後7時

2 場 所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 石川県選挙管理委員会室（行政庁舎5階）

